

(別紙2)

川崎市在宅重度障害児（者）住宅改修費給付事業実施要領

この要領は、川崎市障害児（者）日常生活用具給付等実施要綱に基づく、居宅生活動作補助用具の給付に関する実施細目を定めるものとする。

(目的)

第1条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児・者及び川崎市難病患者等日常生活用具給付事業実施要領で定める給付の対象者（以下、「難病患者等」という。）が、段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は、3級以上の肢体不自由者（児）若しくは3級以上の平衡機能障害者（児）又は難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害のある者（児）であつて区長が給付を適切であると認めた者（児）とする。

(住宅改修費の範囲)

第4条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第5条 当該住宅改修が、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して実施主体が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の限度)

第6条 住宅改修費の給付は原則1回限りとするが、次に掲げる特別な事情に該当する場合は再給付することができる。

(1) 初回改修時と比して身体状況等が著しく変化したことにより再度住宅改修が必要であると、専門機関の評価により特に認められた場合。なお、本要件で再給付を認める場合1人に付き1回のみとする。

(2) 転居し住所が変わった場合。

2 限度額については別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成18年10月1日より施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日より施行する。